

令和5年度 5月定例

教育委員会会議 議事録

令和5年(2023年)5月23日

吹田市教育委員会

令和5年度 5 月定例教育委員会会議

開催日時	令和5年(2023年)5月23日 午後3時30分～午後5時00分
開催場所	さんくす3番館5階 第1会議室
出席委員	教 育 長 西川 俊孝 教育長職務代理者 安達 友基子 委 員 福田 知弘 委 員 和田 光代 委 員 谷池 雅子
欠席委員	委 員 飴野 仁子
出席説明員	学 校 教 育 部 長 山下 栄治 教 育 監 植田 聡 地 域 教 育 部 長 道場 久明 学校教育部次長教育総務室長兼務 落 俊哉 学校教育部次長学校教育室長兼務 角田 睦 地域教育部次長放課後子ども育成室長兼務 堀 哲郎 教育未来創生室長 薬師川 晃 保健給食室長 小西 正晃 学校教育部総括参事 平野 和男 教育センター所長 木谷 美香 学校教育部総括参事 大江 慶博 青 少 年 室 長 大川 雅博 教育総務室参事 紙谷 昌明 学校教育室参事・指導主事 荒木 大輔 中央図書館館長 林野 優子 中央図書館参事 桑名 裕子 青少年クリエイティブセンター館長 池原 寛二 学 校 管 理 課 主 幹 道端 浩介 学校教育室主幹・指導主事 畑田 将寿 学校教育室主幹・指導主事 速水 亮仁 まなびの支援課課長代理 太田 美紀

議事内容

○西川俊孝教育長

ただいまから 5 月定例教育委員会会議を開催いたします。

飴野委員は、本日欠席されます。

署名委員に谷池委員を指名いたします。

それでは本日の傍聴席の数について事務局から説明してください。

○落俊哉学校教育部次長教育総務室長兼務

本日の傍聴席の設置可能数は10席でございます。現在の傍聴希望者数は1名でございます。

○西川俊孝教育長

それでは、本日の傍聴は10名まで許可したいと思います。いかがでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

○西川俊孝教育長

異議なしと認め、本日の傍聴は10名まで許可します。傍聴者の入室を許可します。

－ 傍聴者入場 －

○落俊哉学校教育部次長教育総務室長兼務

恐れ入りますが、追加議案を提出させていただきたいと存じますので、よろしくお取り計らいいただきますよう、お願い申し上げます。

○西川俊孝教育長

ただ今、追加議案の提出の申し入れがされましたが、議題とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○西川俊孝教育長

異議なしと認めます。

それでは、追加議事日程を配布してください。

○西川俊孝教育長

本日の日程第13 教育長報告①「生徒指導事案について」は、現時点において公表することと決していない案件について審議するものであるため、吹田市教育委員会会議規則第5条第1項の規定により、秘密会とし、議事運営を効率的に行うため、追加議事日程第1 議案第25号から追加議事日程第11 議案第35号までを日程第13 教育長報告の案件に先んじて行う議事順序の変更を行いたいと思っておりますが、御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

○西川俊孝教育長

異議なしと認め、日程第13、教育長報告を秘密会とすること、並びに、追加議事日程第1から追加議事日程第11につきまして、日程第13の案件に先んじて行う議事順序の変更を決定いたします。

それでは、追加議案書を配布してください。

－ 追加議案書配布 －

○西川俊孝教育長

それでは、日程第1、議案第16号「吹田市社会教育委員の解嘱について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

○太田美紀まなびの支援課課長代理

日程第1 議案第16号「吹田市社会教育委員の解嘱について御説明申し上げます。

議案書1ページを御覧ください。

吹田市社会教育委員の解嘱についてでございますが、被解嘱者は、植田 真一郎様で、家庭教育の関係者として委嘱しておりましたが、辞任届が提出されたものでございます。辞任の理由といたしましては、吹田市 PTA 協議会の役員改

選によるものでございます。

以上、簡単な説明でございますが、御審議いただき、御承認いただきますよう、お願い申し上げます。

○西川俊孝教育長

それでは、この件について、質問、御意見はございませんか。

○西川俊孝教育長

それでは、この件を承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○西川俊孝教育長

異議なしと認め、議案第16号「吹田市社会教育委員の解嘱について」を承認します。

それでは、日程第2、議案第17号「吹田市社会教育委員の委嘱について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

○太田美紀まなびの支援課課長代理

日程第2 議案第17号「吹田市社会教育委員の委嘱について」御説明申し上げます。

恐れ入りますが、5ページの吹田市社会教育委員被委嘱者名簿を御覧ください。

社会教育委員の委嘱につきましては、新任の方4名と5月31日をもって任期満了となる2名の方を含む4名の再任委員について委嘱するものでございます。

中西 多恵子様は、吹田市立豊津中学校の校長先生で、学校教育の関係者として委嘱しようとするものでございます。

次に、田尻 由美子様は、大阪府立北千里高等学校の校長先生で、学校教育の関係者として委嘱しようとするものでございます。

次に、尾崎 孝様は、再任委員で、吹田市青少年指導員会会長をされており、社会教育関係者

として委嘱しようとするものでございます。

次に、塩路 裕子様は、吹田市 PTA 協議会副会長をされており、家庭教育の関係者として委嘱しようとするものでございます。

次に、北山 夕華様は、大阪大学大学院人間科学研究科で准教授をされており、学識経験者として委嘱しようとするものでございます。

次に、杉山 伸一様は、再任委員で、大阪学院大学商学部で准教授をされており、学識経験者として委嘱しようとするものでございます。

次に、村田 芳昭様は、再任委員で、吹田市青少年指導委員会元会長の御経験があり、学識経験者として委嘱しようとするものでございます。

最後に、和田 大志郎様は、再任委員で、吹田市 PTA 協議会元会長の御経験があり、学識経験者として委嘱しようとするものでございます。

委嘱期間につきましては、家庭教育関係者の塩路 裕子様につきましては、前任者の残任期間の令和5年6月1日から令和6年5月31日までの1年でございます。

それ以外の方につきましては、それぞれ令和5年6月1日から令和7年5月31日までの2年間でございます。

今回の委嘱によりまして、社会教育委員の男女別委員数は、男性が7名、女性が5名で合計12名となります。

以上、簡単な説明でございますが、御審議いただき、御承認いただきますよう、お願い申し上げます。

○西川俊孝教育長

それでは、この件について、質問、御意見はございませんか。

○西川俊孝教育長

それでは、この件を承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○西川俊孝教育長

異議なしと認め、議案第17号「吹田市社会教育委員の委嘱について」を承認します。

それでは、日程第3、議案第18号「吹田市公民館運営審議会委員の解嘱について」及び日程第4、議案第19号「吹田市公民館運営審議会委員の委嘱について」を一括して議題とします。

事務局の説明を求めます。

○太田美紀まなびの支援課課長代理

日程第3 議案第18号「吹田市公民館運営審議会委員の解嘱について」及び日程第4 議案第19号「吹田市公民館運営審議会委員の委嘱について」を一括して御説明申し上げます。

議案書7ページを御覧ください。

まず、吹田市公民館運営審議会委員の解嘱についてでございますが、被解嘱者は、清水 厚彦様で、学校教育の関係者として委嘱しておりましたが、学校校長会の役員改選により解嘱するものでございます。

続きまして、吹田市公民館運営審議会委員の委嘱についてでございますが、恐れ入りますが、11ページの吹田市公民館運営審議会委員被委嘱者名簿を御覧ください。

こちらは、学校校長会の役員改選により委嘱するものでございます。

被委嘱者の平山 裕子様は、吹田市立千里新田小学校の校長先生で、学校教育の関係者として委嘱しようとするものでございます。委嘱期間は、前任者の残任期間であります、令和5年5月24日から令和6年5月31日までの1年と8日間でございます。

今回の委嘱によりまして、公民館運営審議会委員の男女別委員数は、男性が6名、女性が3名で合計9名となります。

以上、簡単な説明でございますが、御審議いただき、御承認いただきますよう、お願い申し上げます。

○西川俊孝教育長

それでは、この件について、質問、御意見はございませんか。

○西川俊孝教育長

それでは、この件を承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○西川俊孝教育長

異議なしと認め、議案第18号「吹田市公民館運営審議会委員の解嘱について」及び議案第19号「吹田市公民館運営審議会委員の委嘱について」を承認します。

それでは、日程第5、報告第7号「吹田市立図書館協議会委員の解嘱について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

○桑名裕子中央図書館参事

日程第5 報告第7号「吹田市立図書館協議会委員の解嘱」につきまして御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の13ページをお願いいたします。

図書館協議会委員の解嘱につきましては、「吹田市教育委員会の権限に属する事務の教育長に対する委任等に関する規則」第4条第2項の規定により、令和5年3月31日付で委員の解嘱について臨時に代理しましたので御報告するものでございます。

被解嘱者の羽間 博子様は学校教育の代表として委嘱しておりましたが、令和5年3月31日付で退職されたため、同日付で解嘱するものでございます。

同年3月31日付の退職による解嘱が、事務

手続きの遅れにより、今回の教育委員会会議においての御報告となりましたことを謹んでお詫び申し上げます。

以上、簡単な御説明ですが、報告のとおり御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○西川俊孝教育長

それでは、この件について、質問、御意見はございませんか。

○西川俊孝教育長

それでは、この件を承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○西川俊孝教育長

異議なしと認め、報告第7号「吹田市立図書館協議会委員の解嘱について」を承認します。

それでは、日程第6、議案第20号「吹田市立図書館協議会委員の解嘱について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

○桑名裕子中央図書館参事

日程第6、議案第20号「吹田市立図書館協議会委員の解嘱」につきまして、

御説明申し上げます。議案書15ページをお願いいたします。

宮本 和彦様は学校教育関係者の選出区分で、吹田市立学校校長会の代表として委嘱しておりましたが、役員改選により解嘱しようとするものでございます。

以上、簡単な御説明でございますが、御審議いただきまして、議案のとおり御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○西川俊孝教育長

それでは、この件について、質問、御意見はございませんか。

○西川俊孝教育長

それでは、この件を承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○西川俊孝教育長

異議なしと認め、議案第20号「吹田市立図書館協議会委員の解嘱について」を承認します。

それでは、日程第7、議案第21号「吹田市立図書館協議会委員の委嘱について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

○桑名裕子中央図書館参事

日程第7 議案第21号、吹田市立図書館協議会委員の委嘱につきまして、御説明申し上げます。議案書17ページをお願いいたします。

このたび委嘱しよういたしますのは、選出区分学校教育関係者の欠員補充 2名についてでございます。

恐れ入りますが、議案書19ページの被委嘱者名簿を御覧ください。

川中 倫世様は、吹田市立古江台小学校の校長先生でいらっしゃいます。

山口 廣治様は、吹田市立佐井寺中学校の校長先生でいらっしゃいます。

なお、委嘱期間につきましては、令和5年6月1日から前任者の残任期間であります令和5年11月30日まででございます。

以上、簡単な御説明でございますが、御審議

いただきまして、議案のとおり御承認いただきますよう、お願い申し上げます。

○西川俊孝教育長

それでは、この件について、質問、御意見はございませんか。

○西川俊孝教育長

それでは、この件を承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○西川俊孝教育長

異議なしと認め、議案第21号「吹田市立図書館協議会委員の委嘱について」を承認します。

それでは、日程第8、報告第8号「吹田市立図書館協議会委員の解嘱について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

○桑名裕子中央図書館参事

日程第8、報告第8号「吹田市立図書館協議会委員の解嘱について」御説明申し上げます。恐れ入りますが、議案書の21ページをお願いいたします。

図書館協議会委員の解嘱につきましては、「吹田市教育委員会の権限に属する事務の教育長に対する委任等に関する規則」第4条第2項の規定により、令和5年4月1日付で委員の解嘱について臨時に代理しましたので御報告するものでございます。

被解嘱者の柴田 英明様は学識経験者として大阪府立中之島図書館から推薦を受けて委嘱しておりましたが、令和5年4月1日付で辞任届が提出されたため、同日付で解嘱するものでございます。辞任の理由は、人事異動によるものです。

同年4月1日付の辞任届による解嘱が、事務手続きの遅れにより、今回の教育委員会会議においての御報告となりましたことを謹んでお詫び申し上げます。

以上、簡単な御説明ですが、報告のとおり御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○西川俊孝教育長

それでは、この件について、質問、御意見はございませんか。

○西川俊孝教育長

それでは、この件を承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○西川俊孝教育長

異議なしと認め、報告第8号「吹田市立図書館協議会委員の解嘱について」を承認します。

それでは、日程第9、議案第22号「吹田市立図書館協議会委員の委嘱について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

○桑名裕子中央図書館参事

日程第9、議案第22号「吹田市立図書館協議会委員の委嘱について」御説明申し上げます。

議案書23ページをお願いいたします。

このたび委嘱しよういたしますのは、欠員補充の1名についてでございます。

恐れ入りますが、議案書25ページの被委嘱者名簿を御覧ください。

日置 将之様は、大阪府立中之島図書館から御推薦をいただきました。選出区分学識経験者として、委嘱しようとするものでございます。

なお、委嘱期間につきましては、令和5年6月1日から前任者の残任期間であります令和5年11月30日まででございます。

今回の委嘱に伴いまして、委員構成は、男性5名、女性5名となります。

以上、簡単な御説明でございますが、御審議いただきまして、議案のとおり御承認いただきますよう、お願い申し上げます。

○西川俊孝教育長

それでは、この件について、質問、御意見はございませんか。

○西川俊孝教育長

それでは、この件を承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○西川俊孝教育長

異議なしと認め、議案第22号「吹田市立図書館協議会委員の委嘱について」を承認します。

それでは、日程第10、議案第23号「吹田市立青少年クリエイティブセンター運営審議会委員の解嘱について」及び日程第11、議案第24号「吹田市立青少年クリエイティブセンター運営審議会委員の委嘱について」を一括議題とします。

事務局の説明を求めます。

○池原寛治青少年クリエイティブセンター館長

日程第10、議案第23号及び日程第11、議案第24号につきまして、一括して御説明申し上げます。

まず、日程第10、議案第23号「吹田市立青少年クリエイティブセンター運営審議会委員の解嘱について」御説明申し上げます。

議案書27ページを御覧いただきたいと存じます。

被解嘱者は、花田郁子様で、学校教育関係者と

して委嘱しておりましたが、学校校長会の役員改選により解嘱するものでございます。

続きまして、日程第11、議案第24号「吹田市立青少年クリエイティブセンター運営審議会委員の委嘱について」御説明申し上げます。

議案書31ページの吹田市立青少年クリエイティブセンター運営審議会委員被委嘱者名簿を御覧いただきたいと存じます。

被委嘱者は、清水厚彦様で、学校校長会の役員改選により委嘱するものでございます。

選出区分は学校教育関係者で、吹田市立岸一小学校校長でございます。

委嘱期間は、前任者の残任期間であります、令和5年6月1日から令和5年6月30日まででございます。

今回の解嘱及び委嘱により、吹田市立青少年クリエイティブセンター運営審議会委員は、男性9名、女性6名の計15名となります。

以上、簡単な説明ではございますが、御審議いただき、原案どおり御承認いただきますようお願い申し上げます。

○西川俊孝教育長

それでは、この件について、質問、御意見はございませんか。

○西川俊孝教育長

それでは、この件を承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○西川俊孝教育長

異議なしと認め、議案第23号「吹田市立青少年クリエイティブセンター運営審議会委員の解嘱について」及び議案第24号「吹田市立青少年クリエイティブセンター運営審議会委員の委嘱について」を承認します。

それでは、日程第12、報告第9号「吹田市教

育委員会事務局職員の人事発令について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

○紙谷昌明教育総務室参事

日程第12 報告第9号「吹田市教育委員会事務局職員の人事発令について」御説明申し上げます。

本件は、令和5年4月14日付け、4月23日付け及び5月1日付け人事発令につきまして、吹田市教育委員会の権限に属する事務の教育長に対する委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づき臨時に代理させていただきましたので、御報告を申し上げるものでございます。

恐れ入りますが 35 ページ、36 ページをお願いいたします。

令和5年4月14日付け、4月23日付け及び5月1日付けで、選挙管理委員会事務局兼任が解除された者が合計6名、令和5年5月1日付けで、教育委員会事務局内におきまして、異動した者が合計2名でございます。

以上、よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

○西川俊孝教育長

それでは、この件について、質問、御意見はございませんか。

○西川俊孝教育長

それでは、この件を承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○西川俊孝教育長

異議なしと認め、報告第9号「吹田市教育委員会事務局職員の人事発令について」を承認します。

それでは、追加日程第1、議案第25号「吹田市立吹田東小学校屋内運動場大規模改造工事（建築工事）請負契約の締結について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

○道端浩介学校管理課主幹

追加議事日程第1、議案第25号「吹田市立吹田東小学校屋内運動場大規模改造工事（建築工事）請負契約の締結について」御説明申し上げます。

追加議案書の1ページをお願いいたします。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長の作成する議会の議案に対し、異議がないものとするものでございます。

提案の理由及びその概要につきまして御説明申し上げます。

本議案は、一般競争入札の実施により、去る5月15日に請負事業者が決定したもので、学校運営に支障をきたさないよう、夏季休業日を最大限に活用して工事を行うため、5月中の契約の締結が必要であることから、5月18日付けで地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行い、同条第3項の規定により本年6月臨時会に報告し、承認を求めようとするものでございます。

予算につきましては、先の2月市議会におきまして、御可決賜わったところでございます。

追加議案書の4、5ページをお願いいたします。

議案第25号吹田市立吹田東小学校屋内運動場大規模改造工事の建築工事につきましては、屋内運動場の外壁改修、内装改修、防水改修、建具改修、外構の工事を実施しようとするものでございます。

工期は本年5月18日から10月31日まで、請負金額は1億4,873万7,600円、請負者は吉丸建設工業株式会社でございます。

なお、参考資料といたしまして、工事の概要、請負事業者の営業の沿革、主たる工事の経歴、貸借対照表、損益計算書、配置図、平面図等を添付いたしておりますので、御参照の上、よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○西川俊孝教育長

それでは、この件について、質問、御意見はございませんか。

○西川俊孝教育長

それでは、この件を承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○西川俊孝教育長

異議なしと認め、議案第25号「吹田市立吹田東小学校屋内運動場大規模改造工事（建築工事）請負契約の締結について」を承認します。

それでは、追加日程第2、議案第26号「吹田市立吹田南小学校校舎大規模改造工事（建築工事）請負契約の締結について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

○道端浩介学校管理課主幹

追加議事日程第2議案第26号「吹田市立吹田南小学校校舎大規模改造1期工事（建築工事）請負契約の締結について」御説明申し上げます。

追加議案書の11ページをお願いいたします。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長の作成する議会の議案に対し、異議がないものとするものでございます。

提案の理由及びその概要につきまして御説明申し上げます。

本議案は、一般競争入札の実施により、去る5月10日に請負事業者が決定したもので、学校運営に支障をきたさないよう、夏季休業日を最大限に活用して工事を行うため、5月中の契約の締結が必要であることから、5月18日付けて地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行い、同条第3項の規定により本年6月臨時会に報告し、承認を求めようとするものでございます。

予算につきましては、先の2月市議会におきまして、御可決賜わったところでございます。

追加議案書の14、15ページをお願いいたします。

議案第26号吹田市立吹田南小学校校舎大規模改造1期工事の建築工事につきましては、校舎の外壁改修、内装改修、防水改修、建具改修の工事を実施しようとするものでございます。

工期は本年5月18日から11月15日まで、請負金額は3億663万円500円、請負者は株式会社田中組でございます。

なお、参考資料といたしまして、工事の概要、請負事業者の営業の沿革、主たる工事の経歴、貸借対照表、損益計算書、配置図、平面図等を添付いたしておりますので、御参照の上、よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○西川俊孝教育長

それでは、この件について、質問、御意見はございませんか。

○西川俊孝教育長

それでは、この件を承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○西川俊孝教育長

異議なしと認め、議案第26号「吹田市立吹田南小学校校舎大規模改造1期工事（建築工事）」

請負契約の締結について」を承認します。

それでは、追加日程第3、議案第27号「吹田市立千里第三小学校校舎大規模改造Ⅰ期工事（建築工事）請負契約の締結について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

○道端浩介学校管理課主幹

追加議事日程第3、議案第27号「吹田市立千里第三小学校校舎大規模改造Ⅰ期工事（建築工事）請負契約の締結について」御説明申し上げます。

追加議案書の25ページをお願いいたします。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長の作成する議会の議案に対し、異議がないものとするものでございます。

提案の理由及びその概要につきまして御説明申し上げます。

本議案は、一般競争入札の実施により、去る5月10日に請負事業者が決定したもので、学校運営に支障をきたさないよう、夏季休業日を最大限に活用して工事を行うため、5月中の契約の締結が必要であることから、5月18日付けて地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行い、同条第3項の規定により本年6月臨時会に報告し、承認を求めようとするものでございます。

予算につきましては、先の2月市議会におきまして、御可決賜わったところでございます。

追加議案書の28、29ページをお願いいたします。

吹田市立千里第三小学校校舎大規模改造Ⅰ期工事の建築工事につきましては、校舎の外壁改修、内装改修、防水改修、建具改修の工事を実施しようとするものでございます。

工期は本年5月18日から11月15日まで、請負金額は2億2,426万8,000円、請負者は株式会社ビックでございます。

なお、参考資料といたしまして、工事の概要、請負事業者の営業の沿革、主たる工事の経歴、貸借対照表、損益計算書、配置図、平面図等を添付いたしておりますので、御参照の上、よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○西川俊孝教育長

それでは、この件について、質問、御意見はございませんか。

○西川俊孝教育長

それでは、この件を承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○西川俊孝教育長

異議なしと認め、議案第27号「吹田市立千里第三小学校校舎大規模改造Ⅰ期工事（建築工事）請負契約の締結について」を承認します。

それでは、追加日程第4、議案第28号「吹田市立岸部第一小学校校舎大規模改造Ⅱ期工事（建築工事）請負契約の締結について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

○道端浩介学校管理課主幹

追加議事日程第4、議案第28号「吹田市立岸部第一小学校校舎大規模改造Ⅱ期工事（建築工事）請負契約の締結について」御説明申し上げます。

追加議案書の39ページをお願いいたします。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長の作成する議会の議案に対し、異議がないものとするものでございます。

提案の理由及びその概要につきまして御説明申し上げます。

本議案は、一般競争入札の実施により、去る5月10日に請負事業者が決定したもので、学校

運営に支障をきたさないよう、夏季休業日を最大限に活用して工事を行うため、5月中の契約の締結が必要であることから、5月18日付けて地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行い、同条第3項の規定により本年6月臨時会に報告し、承認を求めようとするものでございます。

予算につきましては、先の2月市議会におきまして、御可決賜わったところでございます。

追加議案書の42、43ページをお願いいたします。

吹田市立岸部第一小学校校舎大規模改造2期工事の建築工事につきましては、校舎の外壁改修、内装改修、防水改修、建具改修の工事を実施しようとするものでございます。

工期は本年5月18日から11月20日まで、請負金額は1億9,664万400円、請負者は株式会社倉岡工務店でございます。

なお、参考資料といたしまして、工事の概要、請負事業者の営業の沿革、主たる工事の経歴、貸借対照表、損益計算書、配置図、平面図等を添付いたしておりますので、御参照の上、よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○西川俊孝教育長

それでは、この件について、質問、御意見はございませんか。

○西川俊孝教育長

それでは、この件を承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○西川俊孝教育長

異議なしと認め、議案第28号「吹田市立岸部第一小学校校舎大規模改造2期工事（建築工事）請負契約の締結について」を承認します。

それでは、追加日程第5、議案第29号「吹田市立豊津第二小学校校舎大規模改造1期工事（建築工事）請負契約の締結について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

○道端浩介学校管理課主幹

追加議事日程第5、議案第29号「吹田市立豊津第二小学校校舎大規模改造1期工事（建築工事）請負契約の締結について」御説明申し上げます。

追加議案書の51ページをお願いいたします。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長の作成する議会の議案に対し、異議がないものとするものでございます。

提案の理由及びその概要につきまして御説明申し上げます。

本議案は、一般競争入札の実施により、去る5月15日に請負事業者が決定したもので、学校運営に支障をきたさないよう、夏季休業日を最大限に活用して工事を行うため、5月中の契約の締結が必要であることから、5月18日付けて地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行い、同条第3項の規定により本年6月臨時会に報告し、承認を求めようとするものでございます。

予算につきましては、先の2月市議会におきまして、御可決賜わったところでございます。

追加議案書54、55ページをお願いいたします。

吹田市立豊津第二小学校校舎大規模改造1期工事の建築工事につきましては、校舎の外壁改修、内装改修、防水改修、建具改修の工事を実施しようとするものでございます。

工期は本年5月18日から11月15日まで、請負金額は2億6,076万6,000円、請負者は三栄建設株式会社でございます。

なお、参考資料といたしまして、工事の概要、請負事業者の営業の沿革、主たる工事の経歴、

貸借対照表、損益計算書、配置図、平面図等を添付いたしておりますので、御参照の上、よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○西川俊孝教育長

それでは、この件について、質問、御意見はございませんか。

○西川俊孝教育長

それでは、この件を承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○西川俊孝教育長

異議なしと認め、議案第29号「吹田市立豊津第二小学校校舎大規模改造1期工事（建築工事）請負契約の締結について」を承認します。

それでは、追加日程第6、議案第30号「吹田市立山手小学校校舎大規模改造2期及び屋内運動場大規模改造工事（建築工事）請負契約の締結について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

○道端浩介学校管理課主幹

追加議事日程第6、議案第30号「吹田市立山手小学校校舎大規模改造2期及び屋内運動場大規模改造工事（建築工事）請負契約の締結について」御説明申し上げます。

追加議案書の65ページをお願いいたします。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長の作成する議会の議案に対し、異議がないものとするものでございます。

提案の理由及びその概要につきまして御説明申し上げます。

本議案は、一般競争入札の実施により、去る5月10日に請負事業者が決定したもので、学校

運営に支障をきたさないよう、夏季休業日を最大限に活用して工事を行うため、5月中の契約の締結が必要であることから、5月18日付けて地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行い、同条第3項の規定により本年6月臨時会に報告し、承認を求めようとするものでございます。

予算につきましては、先の2月市議会におきまして、御可決賜わったところでございます。

追加議案書の68、69、70ページをお願いいたします。

吹田市立山手小学校校舎大規模改造2期及び屋内運動場大規模改造工事の建築工事につきましては、校舎及び屋内運動場の外壁改修、内装改修、防水改修、建具改修の工事を実施しようとするものでございます。

工期は本年5月18日から11月29日まで、請負金額は3億3,556万3,800円、請負者はエフワイ土木株式会社でございます。

なお、参考資料といたしまして、工事の概要、請負事業者の営業の沿革、主たる工事の経歴、貸借対照表、損益計算書、配置図、平面図等を添付いたしておりますので、御参照の上、よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○西川俊孝教育長

それでは、この件について、質問、御意見はございませんか。

○西川俊孝教育長

それでは、この件を承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○西川俊孝教育長

異議なしと認め、議案第30号「吹田市立山手小学校校舎大規模改造2期及び屋内運動場大

規模改造工事（建築工事）請負契約の締結について」を承認します。

それでは、追加議事日程第7、議案第31号「吹田市立桃山台小学校校舎大規模改造1期工事（建築工事）請負契約の締結について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

○道端浩介学校管理課主幹

追加議事日程第7、議案第31号「吹田市立桃山台小学校校舎大規模改造1期工事（建築工事）請負契約の締結について」御説明申し上げます。

追加議案書の81ページをお願いいたします。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長の作成する議会の議案に対し、異議がないものとするものでございます。

提案の理由及びその概要につきまして御説明申し上げます。

本議案は、一般競争入札の実施により、去る5月10日に請負事業者が決定したもので、学校運営に支障をきたさないよう、夏季休業日を最大限に活用して工事を行うため、5月中の契約の締結が必要であることから、5月18日付けて地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行い、同条第3項の規定により本年6月臨時会に報告し、承認を求めようとするものでございます。

予算につきましては、先の2月市議会におきまして、御可決賜わったところでございます。

追加議案書の84、85ページをお願いいたします。

吹田市立桃山台小学校校舎大規模改造1期工事の建築工事につきましては、校舎の外壁改修、内装改修、防水改修、建具改修、塗装改修の工事を実施しようとするものでございます。

工期は本年5月18日から11月15日まで、請負金額は2億3,259万1,700円、請負者は株式会社鴨建興業でございます。

なお、参考資料といたしまして、工事の概要、請負事業者の営業の沿革、主たる工事の経歴、貸借対照表、損益計算書、配置図、平面図等を添付いたしておりますので、御参照の上、よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○西川俊孝教育長

それでは、この件について、質問、御意見はございませんか。

○西川俊孝教育長

それでは、この件を承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○西川俊孝教育長

異議なしと認め、追加日程第7、議案第31号「吹田市立桃山台小学校校舎大規模改造1期工事（建築工事）請負契約の締結について」を承認します。

それでは、追加日程第8、議案第32号「吹田市立吹田第一中学校屋内運動場大規模改造工事（建築工事）請負契約の締結について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

○道端浩介学校管理課主幹

追加議事日程第8、議案第32号「吹田市立第一中学校屋内運動場大規模改造工事（建築工事）請負契約の締結について」御説明申し上げます。

追加議案書の95ページをお願いいたします。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長の作成する議会の議案に対し、異議がないものとするものでございます。

提案の理由及びその概要につきまして御説明申し上げます。

本議案は、一般競争入札の実施により、去る5月15日に請負事業者が決定したもので、学校運営に支障をきたさないよう、夏季休業日を最大限に活用して工事を行うため、5月中の契約の締結が必要であることから、5月18日付けて地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行い、同条第3項の規定により本年6月臨時会に報告し、承認を求めようとするものでございます。

予算につきましては、先の2月市議会におきまして、御可決賜わったところでございます。

追加議案書の98、99ページをお願いいたします。

吹田市立第一中学校屋内運動場大規模改造工事の建築工事につきましては、屋内運動場の外壁改修、内装改修、防水改修、建具改修、外構、プール改修の工事を実施しようとするものでございます。

工期は本年5月18日から11月30日まで、請負金額は2億6,577万4,300円、請負者は株式会社スペースでございます。

なお、参考資料といたしまして、工事の概要、請負事業者の営業の沿革、主たる工事の経歴、貸借対照表、損益計算書、配置図、平面図等を添付いたしておりますので、御参照の上、よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○西川俊孝教育長

それでは、この件について、質問、御意見はございませんか。

○西川俊孝教育長

それでは、この件を承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○西川俊孝教育長

異議なしと認め、追加日程第8、議案第32号「吹田市立吹田第一中学校屋内運動場大規模改造工事（建築工事）請負契約の締結について」を承認します。

それでは、追加日程第9、議案第33号「吹田市立第二中学校校舎大規模改造1期工事（建築工事）請負契約の締結について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

○道端浩介学校管理課主幹

追加議事日程第9、議案第33号「吹田市立第二中学校校舎大規模改造1期工事（建築工事）請負契約の締結について」御説明申し上げます。

追加議案書の107ページをお願いいたします。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長の作成する議会の議案に対し、異議がないものとするものでございます。

提案の理由及びその概要につきまして御説明申し上げます。

本議案は、一般競争入札の実施により、去る5月10日に請負事業者が決定したもので、学校運営に支障をきたさないよう、夏季休業日を最大限に活用して工事を行うため、5月中の契約の締結が必要であることから、5月18日付けて地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行い、同条第3項の規定により本年6月臨時会に報告し、承認を求めようとするものでございます。

予算につきましては、先の2月市議会におきまして、御可決賜わったところでございます。

追加議案書の110、111ページをお願いいたします。

吹田市立第二中学校校舎大規模改造1期工事の建築工事につきましては、校舎の外壁改修、内装改修、防水改修、建具改修の工事を実施しようとするものでございます。

工期は本年5月18日から11月30日まで、請負金額は4億645万円、請負者は株式会社エーユーでございます。

なお、参考資料といたしまして、工事の概要、請負事業者の営業の沿革、主たる工事の経歴、貸借対照表、損益計算書、配置図、平面図等を添付いたしておりますので、御参照の上、よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○西川俊孝教育長

それでは、この件について、質問、御意見はございませんか。

○西川俊孝教育長

それでは、この件を承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○西川俊孝教育長

異議なしと認め、追加議事日程第9、議案第33号「吹田市立第二中学校校舎大規模改造1期工事(建築工事)請負契約の締結について」を承認します。

それでは、追加日程第10、議案第34号「吹田市立第六中学校校舎大規模改造1期工事(建築工事)請負契約の締結について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

○道端浩介学校管理課主幹

追加議事日程第10、議案第34号「吹田市立第六中学校校舎大規模改造1期工事(建築工事)請負契約の締結について」御説明申し上げます。

追加議案書の123ページをお願いいたします。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に

関する法律第29条の規定に基づき、市長の作成する議会の議案に対し、異議がないものとするものでございます。

提案の理由及びその概要につきまして御説明申し上げます。

本議案は、一般競争入札の実施により、去る5月15日に請負事業者が決定したもので、学校運営に支障をきたさないよう、夏季休業日を最大限に活用して工事を行うため、5月中の契約の締結が必要であることから、5月18日付けて地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行い、同条第3項の規定により本年6月臨時会に報告し、承認を求めようとするものでございます。

予算につきましては、先の2月市議会におきまして、御可決賜わったところでございます。

追加議案書の126、127ページをお願いいたします。

吹田市立第六中学校校舎大規模改造1期工事の建築工事につきましては、校舎の外壁改修、内装改修、防水改修、建具改修の工事を実施しようとするものでございます。

工期は本年5月18日から11月20日まで、請負金額は2億562万6,300円、請負者は有限会社カネキ建設でございます。

なお、参考資料といたしまして、工事の概要、請負事業者の営業の沿革、主たる工事の経歴、貸借対照表、損益計算書、配置図、平面図等を添付いたしておりますので、御参照の上、よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○西川俊孝教育長

それでは、この件について、質問、御意見はございませんか。

○西川俊孝教育長

それでは、この件を承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○西川俊孝教育長

異議なしと認め、追加日程第10、議案第34号「吹田市立第六中学校校舎大規模改造1期工事(建築工事)請負契約の締結について」を承認します。

それでは、追加日程第11、議案第35号「吹田市立山田中学校校舎大規模改造2期及び屋内運動場大規模改造工事(建築工事)請負契約の締結について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

○道端浩介学校管理課主幹

追加議事日程第11、議案第35号「吹田市立山田中学校校舎大規模改造2期及び屋内運動場大規模改造工事(建築工事)請負契約の締結について」御説明申し上げます。

追加議案書の135ページをお願いいたします。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長の作成する議会の議案に対し、異議がないものとするものでございます。

提案の理由及びその概要につきまして御説明申し上げます。

本議案は、一般競争入札の実施により、去る5月10日に請負事業者が決定したもので、学校運営に支障をきたさないよう、夏季休業日を最大限に活用して工事を行うため、5月中の契約の締結が必要であることから、5月18日付けで地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行い、同条第3項の規定により本年6月臨時会に報告し、承認を求めようとするものでございます。

予算につきましては、先の2月市議会におきまして、御可決賜わったところでございます。

追加議案書の138、139ページをお願いいたします。

吹田市立山田中学校校舎大規模改造2期及び屋内運動場大規模改造工事の建築工事につきましては、校舎及び屋内運動場の外壁改修、内装改修、防水改修、建具改修の工事を実施しようとするものでございます。

工期は、本年5月18日から11月29日まで、請負金額は3億2,183万4,700円、請負者は吹田土木興業株式会社でございます。

なお、参考資料といたしまして、工事の概要、請負事業者の営業の沿革、主たる工事の経歴、貸借対照表、損益計算書、配置図、平面図等を添付いたしておりますので、御参照の上、よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○西川俊孝教育長

それでは、この件について、質問、御意見はございませんか。

○西川俊孝教育長

それでは、この件を承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○西川俊孝教育長

異議なしと認め、追加日程第11、議案第35号「吹田市立山田中学校校舎大規模改造2期及び屋内運動場大規模改造工事(建築工事)請負契約の締結について」を承認します。

次の教育長報告①につきましては、既に秘密会と決しておりますので、恐れ入りますが、傍聴の方は退室をお願いいたします。

— 傍聴者退席 —

— 秘密会 —

○西川俊孝教育長

それでは、ここで秘密会を解きます。

それでは、これもちまして本日の議事日程終了いたしましたので、令和5年5月定例教育委員会会議を閉会いたします。